

県有財産の随時売却 手続の概要

○県有財産の随時売却は、県があらかじめ提示した最低売却価格その他の契約条件を公表し、購入申込みを受け付け、申込先着順で、申込資格の確認ができた受付順位の最も高い方に売却するものです。

※必ず現地を確認し、現況及び利用に係る諸規制についての調査確認を行った上で参加申込みを行ってください。（現地説明会は行いません。）

○売却物件、契約条件等の公表

【令和8年4月20日（月）】

○説明書・申込書の配付

【同日】

①売却物件、契約条件等の公表

・インターネット、売却物件への看板の設置等により周知

②申込用紙配布

・岐阜県総務部管財課で配付（郵送での請求、インターネットからのダウンロード可能）

○持参・郵送・電子メールによる申込み

・受付開始日

【令和8年4月20日（月）】

・受付時間

土・日・祝日等閉庁日以外の日

午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

③申込み

・申込書、住民票の写し（法人にあっては、登記簿謄本）、誓約書及び法人役員名簿（法人の場合）及び県税の完納証明書を提出

・郵送の場合は書留で提出

・電子メールの場合の申込書等のファイル形式はPDF

※購入者が決定した物件は、受付を終了します。

※県の都合により、随時売却物件から除外することがありますので、申し込まれる前にあらかじめ電話等で確認願います。

④契約者の決定

・申込資格の審査

・申込先着順で、資格の確認ができた受付順位の最も高い方を契約者に決定（同日受付で同額の場合には、抽選で決定します。）

○契約者の決定

申込みがあった都度、随時

⑤契約締結

・印鑑証明書を提出

・契約に先立ち契約保証金を納付（免除の場合あり）

・契約を締結

○契約締結

契約の相手方の決定から20日以内

⑥売買代金の支払

・契約金額から契約保証金を控除した残りの代金（保証金免除の場合は売買代金の全額）を契約締結日から20日以内に支払

・契約保証金は売買代金に充当

・代金完納後、物件を引渡し

○売買代金の支払

契約締結日から20日以内



○所有権の移転登記
売買代金の完納確認後



○売払結果の公表

⑦所有権の移転登記

- ・登録免許税等所有権の移転にかかる費用は購入者が負担
- ・登記手続は岐阜県が実施

⑧売払結果の公表

県のホームページにおいて、次の情報を公表

- ・物件の所在地、契約方法、物件種類、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、契約者の名称、減額売払の有無、借地権の有無、価格形成上の減価要因、都市計画上の制限 等

※契約者の名称については、個人の場合は「個人」と公表します。